

## 独立行政法人国立がん研究センター理事会（第6回）議事録

日 時 平成 22 年 9 月 1 日（水）14：00～15：30  
場 所 独立行政法人国立がん研究センター 第1会議室  
出席者 嘉山孝正理事長 新井一理事 岩坪威理事 長崎武彦監事  
久道茂監事 境田正樹理事長特任補佐

### 議事概要

#### I. 理事会（第5回）議事録の確認

- ・資料のとおり了承された。
- ・議事録署名人を岩坪威理事と久道茂監事をお願いした。

#### II. 報告事項

##### 1. 平成 23 年度概算要求について

- ・平成 23 年度予算の概算要求について、運営費交付金、特別枠、施設整備費補助金、財政投融資金それぞれについて説明がなされ、運営交付金は従来ベースでは対前年度比 15%減だが、特別枠 27 億円を合わせると前年度比 15.9%増での要求となっていることが報告された。
- ・補正予算が編成される場合に、早急に対応できるよう、準備を進めていることが報告された。

##### 2. 労働基準監督署による労働条件に関する監査について

- ・8 月 5 日に中央労働基準監督署による監査が実施され、割増賃金の支払いや勤務時間管理等について、是正勧告書及び指導票が通知されたことが報告された。
- ・全体運営会議において、各科長に勤務時間に偏りのでないよう労働環境の適正化を周知徹底することとされた。

##### 3. 日本歯科医師会とのがん患者歯科医療連携合意について

- ・8 月 31 日に社団法人日本歯科医師会との間で、がん対策基本法の基本理念に則ってがん患者の歯科医療の連携体制を築き上げることについて合意書を交わしたことが報告された。

##### 4. BNCT 治療機器並びに治療技術開発に関する基本協定について

- ・BNCT 治療機器並びに治療技術開発に関する基本協定書案について説明がなされ、世界最先端の医療を始めることがあらためて報告された。

##### 5. がん患者のための栄養・運動療法研究会について

- ・9 月 14 日に国立健康・栄養研究所との共催で「がん患者のための栄養・運動療法研究会」を開催することが報告された。

##### 6. 月次決算について

- ・4 月から 6 月分の月次決算状況について、損益計算書により報告され、今後、監事の助言のもと、より精度の高い資料とすることとされた。

##### 7. 病院運営状況報告について

- ・中央病院・東病院の 7 月分及び年度累計の診療報酬請求額、患者数、病床稼働率

等が報告され、今後、監事の助言のもと、より精度の高い資料とすることとされた。

#### 8. その他

- ・ 8月26日に第2回6センター連絡協議会が開催され、6センターが協同してゲノムバンクを構築していくことで合意したことが報告された。
- ・ 東病院長の解任について、労務問題の調査期間中職務を暫定的に解いたものであり、その他の処遇は変わらないこと、併せて、新体制により設置された調査委員会の調査完了後、東病院長の処遇につき理事会に諮ることが報告された。
- ・ 8月18日にルース駐日大使が当センターに来訪され、嘉山理事長のプレゼンテーションに基づき、有意義な意見交換が行われるとともに、IVR室、消化管内視鏡、予防検診研究センターを視察されたことが報告された。
- ・ 8月26日に内閣官房行政改革推進本部事務局の担当者が当センターに来訪され、今までの改革内容の報告を行うとともに、施設内を視察されたことが報告された。
- ・ 東京大学医学部附属病院から糖尿病内科の医師を採用することが決まったことを踏まえ、10月1日から総合内科を開設することが報告された。

### Ⅲ. 審議事項

#### 1. 顧問会議の継続について

- ・ 顧問会議の経緯について説明がなされ、今後も継続することです承された。なお、メンバーについては、次回理事会までに候補を挙げて理事長が決定することとされた。

#### 2. 厚生科学研究費補助金等を財源として個人雇用する職員に係るセンター管理について

- ・ 厚生労働科学研究費補助金等を財源とする研究者個人雇用の職員について説明がなされ、今後、センター雇用へ移行することです承された。

#### 3. 医師の処遇に係る制度設計について

- ・ 手術従事手当及び緊急時診療従事手当の創設、宿日直手当及び救急呼出待機手当の改定について説明がなされ、了承された。また、金額については、状況により改定していくこととされた。

#### 4. 利益相反申告基準の見直しについて

- ・ 利益相反申告の基準額の一部変更について説明がなされ、了承された。
- ・ 今後は、利益相反申告状況を理事会資料とすることとされた。

#### 5. その他

- ・ 院内委員会の委員長は、委員会における審議事項、決定事項について、適宜、担当理事に報告、相談することとされた。